

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、安定的な企業価値の向上を経営の重要課題としております。その実現のために株主の皆様やお客様をはじめ、全てのステークホルダーの利益に適う効率的で透明性の高いコーポレート・ガバナンスの構築に努めております。

[基本方針]

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備を行っております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協議

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。また、ステークホルダーとの協働を実践するため、代表取締役社長をはじめとする取締役が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めております。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが不可欠と認識しています。その認識のもと法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページ、事業報告書等の様々な手段により積極的に開示を行っております。

(4) 取締役会等の責務

取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、企業戦略等の大きな方向性を示すこと、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと、独立した客観的な立場から、取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たします。こうした役割・責務を果たすため、当社は監査等委員会設置会社を選択し、取締役会の監督機能の強化と更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実と企業価値の向上を図っております。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要と認識しております。そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じております。また、アナリストや機関投資家等に対する経営トップが出席する決算説明会を年2回開催しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

[補充原則4-1-2]

当社は、中長期計画を策定しておりませんが、毎期初に具体的な当該期の目標額を策定し、事業年度毎の業績見通しを公表することとしております。半年度の業績見通しと実績との乖離に関する原因分析は、経営会議等で定期的に行っており、その対策を次期計画に反映させております。目標額から一定の乖離が生じた場合には、法令に基づく開示を適切に行っております。また、株主を含むステークホルダーに対しては決算発表や決算説明会等を通じ開示・説明を行っております。中長期計画の策定につきましては、今後の課題として検討してまいります。

[補充原則4-2-1]

当社の業務執行取締役の報酬は、基本報酬と賞与から構成されており、中長期的な業績連動報酬は採用しておりません。中長期的な業績連動報酬や自社株報酬につきましては、今後の課題として検討してまいります。

[補充原則4-11-3]

当社は、現時点では取締役会の実効性の分析や評価を行っておりません。実効性についての分析・評価におけるより適切な方法、及びその結果の概要に係る開示については、今後の課題として検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

[原則1-4]

当社は、政策保有株式については取引関係の維持・強化を図ることが企業価値の向上に資する事などを総合的に勘案し、株式を保有する方針としております。政策保有株式については、毎年、取締役会で中長期的な経済合理性を検証し、適宜、売却も含め見直しを行っております。保有する株式に係る議決権行使については、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断しております。

[原則1-7]

当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

〔原則3－1〕

- (1) 当社の経営理念は当社ホームページ(<http://www.shimachu.co.jp/corporate/philosophy.html>) に、経営戦略については決算短信、決算説明会資料(<http://www.shimachu.co.jp/corporate/ir/>) に開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方および基本方針は本報告書「1. 基本的な考え方」に開示しております。
- (3) 取締役の報酬体系等に関しては、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、社外取締役から助言を受け、取締役（監査等委員を除く）の報酬は取締役会により決定し、監査等委員である取締役は監査等委員会により決定しております。任意の諮問機関の設定については継続的に検討してまいります。
- (4) 取締役候補者の指名を行うに当たっては、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者としており、社外取締役から助言を受け、取締役会において決定しております。任意の諮問機関の設定については継続的に検討してまいります。
- (5) 各役員候補者の選任理由については、株主総会招集通知参考書類に記載のとおりであります。

〔補充原則4－1－1〕

取締役会で意思決定すべき事項については、重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会の決議事項以外の内容については、経営会議や稟議による社長決裁に委任しております。

〔原則4－8〕

当社では、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たす独立社外取締役を4名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。

〔原則4－9〕

当社は、独立社外取締役を選任するにあたり、独立性判断基準を設けており、本報告書「独立役員関係」「その他独立役員に関する事項」にて開示しております。また、独立社外取締役に期待される役割である監督機能が、十分に発揮できる知識、経験、能力等が備わっている人物を候補者とすべきであると考えております。

〔補充原則4－11－1〕

当社の取締役会は、定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）20名以内、監査等委員である取締役は5名の員数の範囲内で構成されております。実効性ある議論を行うのに適正な規模、また、各事業に伴う知識、経験、能力等のバランスを配慮し多様性を確保した人員で構成することを、基本的な考え方としております。

〔補充原則4－11－2〕

当社の社外取締役は他の会社の役員を兼務している者もありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めています。また、当社の社内取締役は他社の役員を兼務しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。当社の役員の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

〔補充原則4－14－2〕

当社は、社外取締役を含む取締役が、その役割および責務を果たすために必要とする事業・財務・組織等に関する知識を取得するために必要な機会の提供、あせんを行い、自己啓発等を目的とした外部セミナー等への参加を推奨しており、その費用の支援を行っております。また、社外取締役に当社の経営理念、経営方針、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、就任時およびその後も継続的に、これらに関する情報提供を行っております。

〔原則5－1〕

当社では、株主からの面談等に対してはIR担当取締役を中心に、情報の共有化を図るため、経営企画室、総務部、経理部等の関連する部署と連携を図って対応しております。面談以外の取組としては、代表取締役が出席する決算説明会を年2回開催しております。それらで得られる株主の反応は、適宜、取締役会に報告しております。なお、株主との対話に際しては、内部者取引に関する社内規程に則りインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人香港上海銀行東京支店)	3,721,700	7.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,486,400	4.84
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ (常任代理人香港上海銀行東京支店)	2,191,100	4.26
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND (常任代理人香港上海銀行東京支店)	2,095,075	4.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,041,300	3.97
アイリスオーヤマ株式会社	2,000,000	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,873,700	3.65
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人香港上海銀行東京支店)	1,653,013	3.22
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー (常任代理人香港上海銀行東京支店)	1,546,300	3.01

株式会社埼玉りそな銀行	1,342,927	2.61
-------------	-----------	------

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

更新

平成29年1月26日付で伊藤見富法律事務所の弁護士大橋久維氏から大量保有報告書の変更報告書が提出(報告義務発生日平成29年1月19日)されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができておりません。大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称 キルターン・パートナーズ・エルエルピー(Kiltearn Partners LLP)

住所 英国スコットランドEH3 8BL、ミッドロージアン、エディンバラ、センプル・ストリート、エクステンジ・プレイス3

所有株式数 3,613千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合 7.03%

平成29年7月12日付で伊藤見富法律事務所の弁護士坂根賢氏から大量保有報告書の変更報告書が提出(報告義務発生日平成29年7月10日)されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができません。大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー(Silchester International Investors LLP)

住所 英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティーエル、ブルトンストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階

所有株式数 8,632千株

発行済株式総数に対する所有株式数の割合 16.80%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
海老原夕美	弁護士											
田島康嗣	税理士											
山口廣男	税理士											
久保村康史	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
海老原夕美		○	海老原弁護士事務所長及びさいたま家庭裁判所調停委員を兼務しておりますが、同事務所等と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係はありません。	弁護士としての経験や見識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で取締役会において適切な審議・助言を行い、独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であります。
田島康嗣	○	○	田島康嗣税理士事務所長及び株式会社一條の社外監査役を兼務しておりますが、同事務所等と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係はありません。	税理士として財務及び会計等の分野における豊富な経験と知見を有しており、また、取締役会及び監査等委員会等において、適切な審議・助言を行い、独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であります。

山口廣男	○	○	山口廣男税理士事務所長を兼務しておりますが、同事務所と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係はありません。	税理士として財務及び会計等の分野における豊富な経験と知見を有しており、また、取締役会及び監査等委員会等において、適切な審議・助言を行い、独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であります。
久保村康史	○	○	久保村法律事務所長を兼務しておりますが、同事務所等と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係、その他利害関係はありません。	弁護士としての経験や知見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、また、取締役会及び監査等委員会等において、適切な審議・助言を行い、独立性をもって経営の監視・監督を遂行するに適任であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、常勤監査等委員を1名選定するとともに、監査等委員からの求めに応じて内部監査室等の使用人に、その職務の補助に必要な業務を命じることができるものとしております。監査等委員の職務を補助する使用人は、監査等委員が指定した期間においては、業務執行取締役の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の人事異動に関しても、事前に監査等委員会と協議して上で、その同意を得なければならないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査・内部統制部門及び会計監査人とは、必要に応じて取締役及び常勤の監査等委員を通じて監査状況や監査結果についての説明・報告を受けるとともに情報交換を行い相互連携しております。監査等委員会と会計監査人は、定期的に行われる監査報告会で具体的な決算上の課題につき意見交換をしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

- ・当社は、独立役員の資格を充たす社外役員すべてを独立役員としております。
- ・当社の取締役会において定めた「社外役員の独立性基準」以下のとおりです。

以下に掲げる事項に該当しない者。

- (1) 当社および当社の関連会社に所属する者または所属していた者
- (2) 当社が主要株主である法人等の団体の業務執行者
- (3) 当社の主要株主または当社の主要株主である法人等の業務執行者
- (4) 当社の主要な取引先 (注1) および当社を主要な取引先とする者 (注2) (法人等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- (5) 当社の主要な借入先その他の大口債権者 (注3) (法人等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- (6) 当社の会計監査人または会計参与である公認会計士もしくは監査法人に所属する者
- (7) 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービスもしくはコンサルティング業務を提供して多額の報酬 (注4) を得ている者 (法人等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)
- (8) 当社から多額の寄付 (注5) を受け取っている者 (法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
- (9) 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- (10) 以下の各号に掲げる者の近親者
- (ア) 上記 (2) から (8) に掲げる者 (法人等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)

(イ) 当社および当社の関連会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員またはこれらに準ずる者
(ウ) 最近において (ア) または (イ) に該当していた者

(注1) 当社の主要な取引先とは、当該取引先に対する支払いが、当社の直近事業年度における売上高の2%以上を占めるものをいう。
(注2) 当社を主要な取引先とする者とは、当社に対する支払いが、当該取引先の直近事業年度における売上高の2%以上を占めるものをいう。
(注3) 当社の主要な借入先その他の大口債権者とは、当社の直近事業年度における総資産の2%以上を占めるものをいう。
(注4) 多額の報酬とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
(注5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入はしておりますが、現在は付与を行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

役員報酬の内容 (平成29年8月期)

取締役 (監査等委員を除く。)(社外取締役を除く。)	7名	報酬総額	155百万円
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	2名	報酬総額	23百万円
社外役員	4名	報酬総額	17百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会決議により取締役 (監査等委員である取締役を除く) と取締役 (監査等委員) とを区別してそれぞれの報酬総額の限度額を決定しております。各取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬額は、役職や職務、成績や貢献度などを考慮し、取締役会で決定しております。

各取締役 (監査等委員) の報酬額は、監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役については、取締役会での適切な判断に資するため、事務局である総務部がサポートを行っております。監査等委員である社外取締役については、常勤の監査等委員が情報の提供や説明等を行うとともに、内部監査室が必要に応じて職務の補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は取締役 (監査等委員であるものを除く) 及び監査等委員である取締役をもって組織し、法令で定められた事項、定款で定められた事項及び重要な業務に関する事項を随時討議、対策を検討するなど効率的な業務を行っております。当社は、監査等委員である取締役4名 (内3名が社外取締役) 選任するとともに監査等委員でない社外取締役を1名選任しており、これらの取締役が経営に対する監視・監督機能や牽制機能の整備強化を図っております。

取締役会は原則月1回以上開催し、代表取締役社長が議長を務め、全取締役が出席しております。

監査等委員会は監査等委員である取締役をもって組織し、経営監視・監督機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、監査等委員である取締役4名のうち、当社と取引関係等の利害関係のない3名の監査等委員である社外取締役を選任するとともに、財務報告の信頼性を確保するための財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査等委員である取締役を選任した上で、常勤の監査等委員とそれ以外の監査等委員との情報共有を行い、経営監視機能の充実を図っております。監査等委員は社内の重要な会議への出席、各種報告の検証、内部監査部門との連携、会社業績の調査など多面的かつ有効な監査活動を展開しております。

経営会議を原則毎週1回以上開催し、取締役 (監査等委員であるものを除く) 全員と常勤の監査等委員が出席し、経営に関する重要な事項を審議しております。

顧問弁護士には法律上の判断が必要な場合、随時相談・確認するなど経営に法律のコントロールが機能するようにしております。
会計監査人である有限責任あずさ監査法人には、通常の会計監査及び時宜にかなった適切な指導を受けております。

内部監査の充実を図るために社長直属の内部監査室を設置し、選任8名が日常の監査業務やたな卸し業務の立会等の内部牽制、内部監査業務に従事しております。また、監査等委員会及び監査法人とも都度情報をし、積極的に連携し、会社の業務活動が適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査等委員会、内部監査室及び会計監査人並びに顧問弁護士と連携を持ちながら、業務の意思決定とリスク管理、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を図るため、上記の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では3週間前を目安としております。
電磁的方法による議決権の行使	当社ではインターネットを利用した議決権行使をしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を東京証券取引所及び当社ホームページ(英文サイト)にて提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間及び期末決算説明会を実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書、四半期決算資料、プレスリリース、月次等、当社ホームページに掲載しております。 http://www.shimachu.co.jp/corporate/ir/library.html http://www.shimachu.co.jp/en/ (英文)	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、社会・環境問題に対して積極的に取組むことが、企業の持続的な成長に不可欠であるものと認識しております。当社では、環境への取組みとして廃棄物の減量化と資源化に取り組んでおります。
その他	当社は、株主、お客様、取引先、従業員、地域社会等の利害関係者の立場を十分に尊重し、事業活動において良質な商品やサービスを提供することにより業績を向上させることが、利害関係者の利益につながるものと考えております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正化を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備しております。内部統制システムの構築は、効率的で法令遵守の企業体制を作ることとを目的としており、今後も継続して実現性の向上を目指し、改善を進め充実を図ってまいります。

〔取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制〕

当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義して、以下のコンプライアンス体制を整備し、総務部においてその取り組みを横断的に推進・統括する。

- (1) 当社は、すべての取締役および使用人の行動規範としてコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、各自の業務執行にあたり法令、定款、諸規程など、企業倫理の遵守を指導・徹底するとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施する。
- (2) 監査等委員会および内部監査室は、職務の遂行状況につき、法令、定款、内部監査規程に基づき適合性の確認を行う。
- (3) 法令、諸規程、企業倫理に反する行為を早期に発見し是正することを目的とした社内通報制度を整備し、運用を行う。

〔取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制〕

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が文書管理規程に基づき、適切に保存および管理を行う。
- (2) 取締役からの閲覧要請があった場合、常時、本社において閲覧できるものとする。

〔損失の危険の管理に関する規程その他の体制〕

- (1) 全社のリスク管理に関する統括責任者として管理部門の担当取締役を任命し、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
- (2) 事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクに対しては、それぞれ担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成等を行う。
- (3) 内部監査室は、リスク管理体制の実効性を監査する。

〔取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制〕

- (1) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則毎月1回以上開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営方針および業務執行上の重要事項を決議するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う。
- (2) 経営活動を効率的、機動的に行うための協議決定機関として、毎週、経営会議を開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (3) 取締役会の決定に基づく業務執行は、職制規程、職務分掌規程に基づき行う。

〔財務の適正性を確保するための体制〕

当社は財務報告の適正性を確保するため金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備することにより、全社的な内部統制や業務プロセスについて、継続的に評価し必要な改善を図るものとする。

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
- (2) 監査等委員会は、内部監査室等の使用人にその職務の補助に必要な業務を命じることができるものとする。その人事については、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が意見の交換を行う。
- (3) 監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会が指定した期間においては、取締役（監査等委員である取締役を除く）および所属長の指揮命令は受けないものとし、人事評価においても監査等委員会が行う。当該使用人の人事異動に関しては、事前に監査等委員会と協議した上で、その同意を得なければならないものとする。

〔取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制〕

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
- (2) 監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、営業会議などの重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）又は使用人に説明を求める。

〔監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制〕

- (1) 監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本項において同じ。）および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人に周知徹底する。
- (2) 監査等委員会は、取締役および使用人から得た情報について、情報提供者が特定される事項については取締役会等への報告義務を負わない。
- (3) 監査等委員会は、報告を行った取締役および使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

〔監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項〕

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

〔その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制〕

- (1) 監査等委員会役は、代表取締役および取締役（監査等委員である取締役を除く）と意思疎通を図るため、定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査等委員会は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなどの連携を図る。
- (3) 監査等委員会が、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家と連携を図る機会を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役および使用人に周知徹底するとともに、平素から関係行政機関等より情報を収集し、事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門組織と連携の上、組織として速やかに対応できる体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

[開示方針]

当社は、金融商品取引法等諸法令及び東京証券取引所の定める適時開示規則に準拠し、情報開示責任者である経理部担当取締役が要否を検討したうえで、当社に関する重要な情報について適時開示しております。

[重要な情報の報告体制]

当社では、重要な情報を金融商品取引法による重要事実、会社法による重要事実、東京証券取引所の規則による重要事実、その他の重要事実に分類し、各部署でこれらに該当する重要事実を知り得た場合には、直ちに情報開示責任者に報告し、情報開示責任者は報告内容について情報開示の要否を判断します。情報開示が必要と判断した場合は、代表取締役社長に報告後、直ちに開示を行う体制を構築しております。開示実施は、主に経理部が担当し、法令・規則に準拠した開示書類の作成を行っております。

[コーポレート・ガバナンス模式図]

